



人流減少や取引先との影響などで

令和3年 **5月** 又は 令和3年 **6月** の売上高が
前年又は前々年比で **30%以上減少した事業者**
に給付金を支給します！

2か月合計で
最大150万円を支給！

令和3年5月又は6月における、前年又は前々年比での売上高減少額以内で、

給付上限額は法人・個人にかかわらず **25万円～75万円以内** (※) / 月

(※) 前年又は前々年の1日当たりの売上高 $\times 0.3 \times 10$ = 給付上限額となります。
ただし、算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とし、25万円未満の
場合は25万円とします。

対象者

営業時間短縮要請の対象事業者（高知市、四万十市の飲食店等）や
政治団体、宗教上の組織を除く、

全業種の中堅・中小企業、個人事業主が対象 です。

◎ 飲食店等との取引がなくてもOK。また、昼営業の飲食店等や、**高知市、四万十市以外
の地域の夜営業の飲食店等も対象**となります。

まずは、コールセンターにお電話を！

088-823-9875

申請期限

令和3年 **9月30日(木)** ※当日消印有効

お問い合わせ先

○高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金
申請手続相談窓口（コールセンター）

TEL : 088-823-9875

[受付時間] 午前9時～午後5時（土日祝日含む）

詳しくは
こちらから



(電子申請も可能)